

2024年5月吉日

お取引先様各位

振込手数料等の負担先変更のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

インボイス制度の施行に伴い、売上に係る対価の返還等については、適格返還請求書の交付義務が生じることとなりました。振込手数料等の売り手側の少額値引きにつきましては、交付義務免除との通達がございましたが、事務負担軽減の観点から、多くのお取引先様から支払側負担への変更の通知をいただいております。また民法において、代金の支払側負担が原則とされていることなどを受けて、従来の商習慣を見直す動きも散見されております。

これらの状況を鑑み、弊社からのお支払い時に控除しておりました振込手数料等（銀行振込手数料、手形郵送料、電子手形決済手数料）につきまして、下記のとおり弊社負担に変更いたしますので、お知らせいたします。

記

変更内容：振込手数料等をお取引先様負担から弊社負担へ変更

変更時期：2024年5月検収分（2024年6月20日支払い・振出し）から適用

[本件に関するお問合せ]

ダイダン株式会社 業務本部経理部 田中・尾川 honten_keiri8003@daidan.co.jp

以上